

留置施設の実地監査に関する規則をここに公布する。

平成24年 3月19日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

### 広島県公安委員会規則第3号

#### 留置施設の実地監査に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第18条の規定により、広島県警察が行う実地監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実地監査実施計画)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、実地監査を実施するための計画（以下「実地監査実施計画」という。）を作成しなければならない。

(実施)

第3条 実地監査は、実地監査実施計画に従って実施しなければならない。ただし、警察の留置施設の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに実施しなければならない。

(留意事項)

第4条 実地監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 留置施設の規模、構造その他の状況を考慮すること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼすことのないように注意すること。

(公安委員会への報告)

第5条 本部長は、公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、実地監査の実施状況を報告しなければならない。

(実地監査の結果に基づく措置)

第6条 本部長は、実地監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この公安委員会規則は、平成24年4月1日から施行する。